

令和5年（2023年）4月7日
教育委員会資料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、中野区教育委員会教育長に事故があるとき又は中野区教育委員会教育長が欠けたときにその職務を行う中野区教育委員会委員を下記のとおり指名する。

記

1 職務代理人

中野区教育委員会教育長職務代理人（第1順位） 村杉 寛子

中野区教育委員会教育長職務代理人（第2順位） 平本 紋子

2 職務代理人の指名日

令和5年（2023年）3月31日

令和5年（2023年）3月31日

中野区教育委員会教育長 入野 貴美子